

「乍恐奉願口上」安永9年

(高田町年寄森家文書…公文書センター所蔵)

安永五申三月あんえい さる こ うぎより従 公儀江戸樽屋藤左衛門のほか枡之外

無判之枡通用御停止之御触おふれ二付、同年四月当所

枡座由緒を以願書指上候 処、御窺之上とち西五月二至

以来江戸枡通用 仕 候様御附紙之趣奉承知恐入

罷在候、再さいおう心奉願候段恐至極仕候得共、従古来之

枡座断絶仕候而者、後代之瑕瑾二罷成歎かきん まかりなりたん ふ々敷

奉 存、不得止猶又左二御訴詔奉申上候

一往古上杉家当国春日山御在城之節より方御城下二罷

在町年寄役勤 来、則枡之儀年寄役元二而指立

銘々かすさのすけ自分之焼印仕通用仕来候、其後上総介様

御代当国福嶋御城下当時高田御城下江引移候而も

不相替枡座相続仕来申候、其上越後守様御代寛文

年中江戸枡座方下越後御城下所々江江戸枡を

引請申候旨粗承伝候得共、高田御領分之儀者何之

御沙汰も無之、往古方之枡二而無 滞 通用仕来候、其

後天和元酉年越後守様御退城二付御領知不残御料所二

相成候節、江戸枡二不同も有之候哉、往古方之枡御取上

江戸枡通用可被仰出之由相聞へ候二付、其節前々方

当所枡座之由緒 奉 申 上 候 処、高田町年寄古来方之

勤方 并 枡座仕来候訳御吟味之上御聞濟被下置

安永5(一七七六)年3月、幕府から江戸枡座樽屋の枡以外は通用停止のお触れが出た：高田枡座がこころで絶えては後々まで恥となるので再度訴願する。

一、上杉謙信のころから町年寄が枡座を務めてきた。その後、松平忠輝時代はもちろん、松平光長時代には下越の諸城下には江戸枡を使用すべき沙汰が下ったときも、高田には何の沙汰もなかった。また、光長改易後に高田藩領が幕府領となった際も、吟味はあったが、高田枡座の由緒等が認められ、そのまま存続する裁定であった。

かんじょう

いせのかみ

御勘定御奉行高木伊勢守様方御代官岡上次郎兵衛様

八木仁兵衛様を以江戸枡寸法被仰聞、御料不残新

さしつかえこれなきよう

枡二引替差支無之様通用可仕旨年寄共江被仰付

ありがたく

もつとも

難有御受仕候、尤永久当所之規模二相成候儀二

奉存、江戸枡寸法二而新枡指立銘々自分之焼印仕、

て

つかわし

これにより

御料所不残追々新枡二引替遣申候、依之往古者

てんな

ならび

勿論天和元年方高田御領主様御代々并二

越後守様御領知之跡当時御料御私領之村々

あと

さべつなく

町々遠近之無差別、殊二御料御蔵所等不残其外

まで

信州之内迄も為旧例高田枡を以無滞通用仕来

とどこおりなく

さしつかえ

いざなく

それにつき

唯今迄指支候儀少も無御座一円売出シ申候、就夫

高田御領分并御料所御私領等二おみて高田

い

枡を慕ひ通用差支無之儀二御座候処、是迄之

これなきぎ

こいぞうろう

これまで

枡御取上二相成候而者一統難渋之筋相聞、：

ては

おそれながら

乍恐御賢察可被下置候、其上高田之儀ハ往古之通

ありきたり

御城下相続仕候得者、前々方有来候古例以御威光

そうらえば

相守不申候而者、御城下之衰微ニ茂相成可申哉与

ては

と

なげかわしく

歎々敷奉存候、：諸国共ニ古格を御取用無之、一統

これなく

樽屋江被仰付候儀ニ相成候ハ、不及是非候得共、

へ

あいなりそうらはばぜひにおよばず

高田御城下計由緒御取用無御座儀ニ罷候而ハ誠

ばかり

いざなきぎ

て

おそれいたりたてまつり

奉恐入候間、此段被為聞召訳、何卒従古来之

なにとぞこらいより

枡座永く相続仕候様ニ：

枡の寸法については、江戸枡寸法に替えることを受け入れた。

これにより昔はもちろん、天和元（一六八二）年以降、高田の領主代々にわたり、光長旧領であればその時々において幕府領か私領かを問わず、また遠い近いにかかわらず、信州の一部も含めて高田枡が公用の枡として通用し、少しの支障もなく、一円に売出してきた。こんなに広く重用されているのに枡を取り上げられては皆が難渋するとの声もある。また、城下が衰微しかねず嘆かわしい。：諸国一斉に古格が認められずに樽屋枡になるなら是非に及ばないが、高田だけなら納得できない。どうか、高田枡座の存続を認めてほしい。